

部会の設置及び部会員の指名について

旭川市子ども・子育て審議会条例第7条の規定により、「必要があるときは、部会を置くことができる」とされており、旭川市子ども子育て審議会条例施行規則第2条に、「部会は、委員及び臨時委員のうちから会長が指名する者で組織する」とあります。

【部会の設置及び部会員の指名について】

設置が必要と考えている部会

①児童福祉施設等整備部会

児童福祉施設等の整備・特別保育の実施に係る公募・選定に関する調査審議 他

②青少年施策に関する専門部会

青少年施策の推進に関する調査審議

③就学前教育及び保育についての各種基準の見直しに関する専門部会

就学前教育及び保育についての各種見直しの調査審議

①～③の部会の設置の是非についてと、資料5のとおり部会委員の就任をお願いします。